

0 2 . 2 5

委任による代理人が死亡した場合の
取扱い

委任による代理人の代理権は代理人の死亡によって消滅する(民法111条)。ただし、委任による代理人が死亡した場合、特許庁に委任者、遺族、日本弁理士会等からその旨の届出又は死亡による郵便物の返還(遺族等の持参による返還を含む。)がない限り、その者の代理権は存続するものと推定する。

この場合、死亡した代理人により又は死亡した代理人に対し行われた手続の取消し又は無効を相手方又は第三者から主張することは認めない。

(説明)

民訴法第59条において準用する同法第36条第1項では「訴訟代理人の代理権の消滅は本人又は代理人(新たな代理人)よりこれを相手方(特許庁を含む。)に通知しなければ効力を生じない。」と規定しているが、代理人の死亡の場合は即時にその者の代理権は消滅するとするのが通説である。

しかし、特許に関する手続等に関しては書面主義(特施規1条)であり死亡届等がない限り、その事実を了知することができず、かつ、手続の画一性、安定性が要請されることから、本文のとおり取り扱う。

(改訂平成23・11)